

令和7年度 元気な里島づくり事業補助金 募集要領

1. 趣旨

元気な里島づくり事業補助金は、里島（松山市の忽那諸島をいう。以下同じ。）に住む人にとって暮らしやすい島、また、里島を訪れる人にとって「第二のふるさと」と思われるような地域となるよう、里島の活性化を目的として、里島の地域振興又は課題の解決に取り組む団体に対し、その活動（事業実施）にかかる経費の一部を補助するものです。

2. 補助対象者

対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体です。

- (1) 会社、NPO法人等の法人又は3人以上で構成される任意の団体であること。
- (2) 里島で継続して地域振興又は課題の解決に取り組む予定があること。
- (3) 暴力団員を構成員とせず、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

3. 補助対象事業

対象となる事業は、里島で実施される里島の地域振興又は課題の解決を主たる目的とする活動であって、次に掲げるものです。

- (1) 里島の特性を活かした産業を振興し、又は魅力を創出する事業
- (2) 安全・安心な生活を守り、暮らしやすい里島を実現する事業
- (3) デジタル技術を活用した前2号に掲げる事業
- (4) 空き家を活用した第1号及び第2号に掲げる事業
- (5) その他会長が特に必要と認めた事業

ただし、次に掲げる事業は除きます。

- (1) 宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業
- (2) 他の補助金制度等による助成を受けている事業
- (3) 公序良俗に反する事業

4. 補助対象経費

対象となる経費は、次に掲げる補助対象事業を実施するために直接必要な経費です。

- (1) 報償費（講師・専門家への謝礼金等）
- (2) 旅費（講師・専門家への旅費等）
- (3) 需用費（消耗品、食糧費、印刷製本費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料等）
- (5) 委託料（外注費、委託費等）
- (6) 使用料及び賃借料（会場借上料、自動車借上料、フェリー使用料等）
- (7) 原材料費（加工用原材料の購入費等）
- (8) 備品購入費（備品の購入費等）

ただし、次に掲げる経費は対象外です。

- (1) 団体の運営維持のために要する経費、団体の構成員に対する人件費、団体の構成員の会合での飲食費等
- (2) 補助金の交付決定を受ける前に支出したもの

5. 補助率及び限度額

- (1) 初年度は、補助対象経費の60%以内、限度額20万円です。2年度及び3年度は、補助対象経費の50%以内、限度額16万5千円です。
- (2) 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

6. 補助対象事業を実施する期間

補助金の交付決定日から令和8年2月28日（土）までのうち、必要な期間

7. 応募期間

令和7年5月9日（金）から令和7年6月30日（月）まで（必着）

8. 応募方法等

- (1) 応募先 まつやま里島ツーリズム連絡協議会事務局（松山市中島大浦1626番地
松山市役所 中島支所2階 総務担当分室 担当：池下、濱本）又は松山市役所 まちづくり推進課（松山市二番町四丁目7-2 本館6階 担当：藤澤、石丸）
- (2) 応募方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）、若しくは、メール
※電子メールアドレス info01@ritoumeguri.com
持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）
- (3) 応募書類 ①補助金交付申請書（第1号様式）
②事業計画書（第2号様式）
③収支予算書（第3号様式）
④団体の概要書（第4号様式）
⑤その他参考となる書類
※応募書類は、応募先で直接受け取るか、「まつやま里島ツーリズム連絡協議会ホームページ（瀬戸内・松山 里島めぐり）」からダウンロードしてください。ホームページアドレス <https://www.ritoumeguri.com/>
配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

9. 審査等

応募書類をもとに、次の審査基準に基づき、まつやま里島ツーリズム連絡協議会の事務局長が指名するものの意見を踏まえて、会長が審査を行う。

審査基準		配点
1	【必要性】 里島の課題やニーズを捉え、必要性や重要性が高い事業であるか。	5
2	【公益性】 広く里島の利益につながり、発展性が見込める事業であるか。	5
3	【先導性】 チャレンジ性や独創性など、これまでにない新しい取り組みが見られる事業か。	5
4	【実行性】 人材や資金の確保、実施スケジュールなど、現実的で適切な事業か。	5
合計		20

10. 交付決定及び通知

- (1) 審査の結果、得点が6割を超えたものを予算の範囲内で採択し、交付決定を行う。
- (2) 交付決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

11. 実績報告

補助金交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（第8号様式）に必要書類を添えて提出してください。

12. 補助金の交付

補助金は、補助事業実績報告書に基づき内容を審査し、補助金額を確定した後、交付します。

13. 留意事項

- (1) 申請にあたっては、事前に補助金交付要綱等を確認し、不明な点がある場合は事前に下記事務局まで問合せください。
- (2) 交付申請に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返還しません。
- (3) 募集要領の内容は、年度途中で変更となる場合があります。

14. 事務局

〒791-4501 松山市中島大浦 1626 番地 松山市役所 中島支所 2 階 総務担当分室
まつやま里島ツーリズム連絡協議会事務局 担当：池下、濱本
TEL：089-997-1841
FAX：089-997-1585
メールアドレス：info01@ritoumeguri.com